

# 会則本文 新旧対照表(ジュニア会員削除)

## 改定前

<p>第4条 (会員の種類)</p> <p>1. 倶楽部の会員は次のとおりとする。</p> <p>(1) 特別会員 倶楽部、会社または斯界に功績のあった者もしくは理事会の推薦があった者のうち、会社が特別会員の資格を承認した個人とし、その資格は一身専属とする。</p> <p>(2) 正会員 会社が別紙1または別紙2に定める手続により会社が正会員の資格を承認した個人または法人とする。</p> <p>(3) <b>ジュニア会員</b> 会社が別紙1に定める手続により会社がジュニア会員の資格を承認した個人とする。</p> <p>2～3項省略</p> <p>4. <b>ジュニア会員は、親権者等の同意を得て、会員契約上の権利を行使し、その義務を履行するものとする。</b></p>
<p>第9条 (会員資格の喪失)</p> <p>会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を失うものとする。</p> <p>(1) 退会</p> <p>(2) 除名</p> <p>(3) 特別会員であって、その推挙の理由が消滅したとき</p> <p>(4) <b>ジュニア会員であって、18歳となって初めて3月31日を迎えたとき</b></p> <p>(5) 法人会員であって、その法人が解散したとき (合併等の会社組織再編行為による解散は除く。)</p> <p>(6) 死亡</p> <p>(7) 会員がその権利を第三者に譲渡し、名義変更手続が完了したとき</p>
<p>第10条 (会員契約の解除)</p> <p>1. 会員契約上の地位を持つ者が次の各号の一つに該当するときは、会員契約は解除されるものとする。</p> <p>(1) 前条第1号から第4号までの事由が発生したとき</p> <p>(2) 法人会員について、清算手続が終了したとき</p> <p>(3) 個人会員について、相続開始後2年が経過しても第16条第2項および第3項に定める手続が完了しないとき、または同条第5項に定める譲渡手続が完了しないとき</p>
<p>第12条 (入会)</p> <p>1. 倶楽部に入会しようとする者は、会社が別紙1または別紙2に定める手続に従って、会社の承認を得なければならない。<b>但し、ジュニア会員になろうとする者は、親権者の同意を得なければならない。</b></p>
<p>第15条 (権利の譲渡)</p> <p>1. 会員は、会社が別紙2に定める手続に従って当該会員の権利を第三者に譲渡することができる。<b>但し、ジュニア会員は、当該会員の権利を第三者に譲渡することはできない。</b></p>
<p>第16条 (権利の相続)</p> <p>1. 個人会員について相続が開始された場合、相続人は、被相続人の会員契約上の地位を承継することができる。<b>但し、ジュニア会員の会員契約上の地位はジュニア会員の一身に専属するものとし、相続人はジュニア会員の会員契約上の地位を承継することができない。</b></p>
<p>第19条 (役員を選任)</p> <p>2. 理事長を除く役員は、会社の推薦する者および会員 (<b>ジュニア会員を除く。</b>) の中から理事長が選任し委嘱する。</p>
<p>第23条 (委員会)</p> <p>2. 前項に基づき設置された委員会の委員長、副委員長および委員は、理事および会員 (<b>ジュニア会員を除く。</b>) の中から理事会が選任し、理事長が委嘱する。</p>
<p>第28条 本会則は<b>2024年4月1日</b>から改定施行する。</p>

## 2025年1月1日改定後

<p>第4条 (会員の種類)</p> <p>1. 倶楽部の会員は次のとおりとする。</p> <p>(1) 特別会員 倶楽部、会社または斯界に功績のあった者もしくは理事会の推薦があった者のうち、会社が特別会員の資格を承認した個人とし、その資格は一身専属とする。</p> <p>(2) 正会員 会社が別紙1または別紙2に定める手続により会社が正会員の資格を承認した個人または法人とする。</p> <p>2～3項省略</p>
<p>第9条 (会員資格の喪失)</p> <p>会員が次の各号の一つに該当するときは、その資格を失うものとする。</p> <p>(1) 退会</p> <p>(2) 除名</p> <p>(3) 特別会員であって、その推挙の理由が消滅したとき</p> <p>(4) 法人会員であって、その法人が解散したとき (合併等の会社組織再編行為による解散は除く。)</p> <p>(5) 死亡</p> <p>(6) 会員がその権利を第三者に譲渡し、名義変更手続が完了したとき</p>
<p>第10条 (会員契約の解除)</p> <p>1. 会員契約上の地位を持つ者が次の各号の一つに該当するときは、会員契約は解除されるものとする。</p> <p>(1) 前条第1号から<b>第3号</b>までの事由が発生したとき</p> <p>(2) 法人会員について、清算手続が終了したとき</p> <p>(3) 個人会員について、相続開始後2年が経過しても第16条第2項および第3項に定める手続が完了しないとき、または同条第5項に定める譲渡手続が完了しないとき</p>
<p>第12条 (入会)</p> <p>1. 倶楽部に入会しようとする者は、会社が別紙1または別紙2に定める手続に従って、会社の承認を得なければならない。</p>
<p>第15条 (権利の譲渡)</p> <p>1. 会員は、会社が別紙2に定める手続に従って当該会員の権利を第三者に譲渡することができる。</p>
<p>第16条 (権利の相続)</p> <p>1. 個人会員について相続が開始された場合、相続人は、被相続人の会員契約上の地位を承継することができる。</p>
<p>第19条 (役員を選任)</p> <p>2. 理事長を除く役員は、会社の推薦する者および会員の中から理事長が選任し委嘱する。</p>
<p>第23条 (委員会)</p> <p>2. 前項に基づき設置された委員会の委員長、副委員長および委員は、理事および会員の中から理事会が選任し、理事長が委嘱する。</p>
<p>第28条 本会則は<b>2025年1月1日</b>から改定施行する。</p>